

テレビ広報番組の効果と検証

担当課：議会事務局総務課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 議会広報 「大阪府議会基本条例」に基づき、マスメディアやインターネットなど多様な媒体を活用しながら、議会広報を展開している。</p> <p>2 テレビ広報 (1) テレビはマスメディア4媒体（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）の中でも、年齢層を問わず最も接触する機会が多い媒体という特性を踏まえ、幅広い視聴者層（年齢、性別問わず）に府議会活動をPRするツールとして、昭和50年から活用している。 (2) 「無関心層の府議会への関心を喚起すること」を目的とし、府議会への関心への高まりに応じて、「府議会だより」「ホームページ」「メールマガジン」「フェイスブック」などを組み合わせて情報発信している。 (3) 平成20年度、知事部局のテレビ広報予算削減を踏まえ、府議会広報委員会で議会テレビ広報について議論がなされ、「番組内容を抜本的に見直す観点や予算の効率化の観点から、平成20年8月以降は、番組内容を見直し、府民の注目を集めるような番組としていく」こととなり、視聴率重視を明確化している。 (4) 内容面、経済面の見直しを行った上で、平成20年度当時の知事をはじめ、改革PT・財政課と協議し、必要性が認められ、議会テレビ広報を継続的に実施している。 (5) テレビ広報開始以来、視聴率は1%以下で低迷してきたが、さまざまな取組を行い、平成22年度以降は7～10%程度を維持している。 「一人でも多くの府民（視聴者）に情報を届けること」が何よりも重要であり、視聴率が効果検証のバロメーターであり、最重要視している。 [主な取組] ・ H18年度 番組内容充実のためコンペ方式を導入 ・ 20 広告代理店の参入開始 ・ 21 番組形式（討論、対談、活動報告等）の指定廃止 ・ 22 一般公募を開始、審査基準に「視聴率」を明示 ・ 23 事業効果を高めるため、専門性を有する外部委員を選定委員に登用 ・ 26 審査基準に価格点を導入し、コスト削減を試みる（価格点10点、加重平均視聴率5%目標20点、企画提案80点 合計110点）</p> <p>3 平成25年度テレビ広報事業（プロポーザル選定委員会選定） (1) 事業趣旨・目的 府議会の取組や活動を府民に分かりやすく伝え、府議会活動への理解や関心を高める。 (2) 番組内容（議員活動番組、2分×12回放映） 幅広い視聴者層を期待できるテレビ媒体の特性を活かし、インパクトが強く事業効果が見込まれる番組の制作・放映を実施。 ※ 日曜日17：25～17：30（正味2分間） 読売テレビ 視聴率：10.2% (3) 事務費 24,698千円</p>	<p>1 平成25年8月26日に契約締結し、10月～1月に制作し、平成26年1月～3月に放映していることから、2月定例府議会の状況を伝えることができないなど、年間を通しての府議会活動のPRとなっていない。</p> <p>2 平成25年度までは、プロポーザル審査基準に価格点はなく、平成26年度から価格点を導入しているが、110点満点中10点にとどまっている。</p> <p>3 府議会に対する無関心層の関心を喚起することを目的としたテレビ広報の効果を10.2%という高視聴率だけで判断しているが、番組を視聴した府民が府議会に興味を持ち、より情報量の多い他の広報媒体（例：府議会だより、ホームページ、議会中継）にアクセスしたことを効果として捉えてはいない。</p> <p>なお、以上の検出事項については、受検機関から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度テレビ広報番組を制作しており、2月議会で議論されているものは、次年度の番組制作の際に、その内容を踏まえて対応できている。</li> <li>・ 近年、高い視聴率を確保できてきたことから、効率性の観点を踏まえ、平成26年度から価格点を導入したところである。 平成27年度は、この取組の検証を行い価格点の配点などを検討していく。</li> <li>・ 無関心層に抵抗感なく自然に議会からの情報に触れていただくことが重要であり、番組を見ていただき、聞いていただくことにより、番組内容を理解いただくことができれば十分と考えている。 との見解が示されている。</li> </ul>	<p><b>【改善を求めるもの（意見）】</b> テレビ広報番組が、事業本来の目的である府議会活動に対する無関心層の関心喚起につながるものとなるよう、放映内容のより一層の充実を図られたい。 また、現在の内容での広報を今後とも継続していくかどうかについては、一定時点でしっかりと効果検証を行い、更なる改善に向けて検討されたい。</p>

#### 措置の内容

- 本番組は高視聴率を確保しており（平成26年度平均10.7%）、平成26年度に実施した視聴者アンケートでは「今後、他の府議会広報媒体（府議会だより、ホームページ及び議会中継）を見ようと思う」と回答した割合が9割を超えていることから、テレビ広報によって府民に幅広く情報を届けることで、府議会への関心喚起に一定つなげられている。
- なお、より放送内容を充実させるため、「府民に関心がある内容」かつ「議会で議論された内容」を中心にテーマを選定している。（平成26年度の例：児童虐待、自転車事故、鉄道ネットワークなど）
- また、費用対効果の側面も考慮し、価格点についても府議会広報委員会で協議した結果、平成27年度から合計点（企画点＋価格点）を110点から100点に変更し、合計点に対する価格点（10点）の比率を上げた。
- 今後とも、一人でも多くの府民に情報を届け、府議会への関心が高まるような番組となるよう、府議会議員と広報やマスメディア関係の有識者で構成する選定委員会において、テーマを含めた番組の企画内容を十分に審査・選定するとともに、視聴者を対象としたアンケート調査により府民の声を反映するなど、効果検証と必要な改善を行っていく。

政務活動費の適正な執行

担当課：議会事務局総務課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 政務活動費 平成25年3月1日施行の地方自治法の一部改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に変更され、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される経費である。 知事は、毎月、会派及び議員（以下「議員等」という。）に政務活動費を交付し、議員等は、使途の透明性を図り、住民に説明する責任を果たすために、収支報告書、会計帳簿等の写しを議長に提出する。 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、年2回以上、収支報告書及び会計帳簿等の写しの確認を行うとともに、必要に応じ、使途基準に従い使用されているかを検査する。また、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>「政務活動費の手引き」では、使途基準の考え方や運用指針、提出書類の様式及び記載例などを説明している。</p> <p>2 使途の基本原則等 (1) 実費に充当することを原則（実費弁償の原則）としたうえで、必要性・妥当性、証拠主義、透明性の三原則を満たすものとするのが基本原則である。 (2) 費用項目ごとに使途基準を規定している。 (3) 人件費や事務所費などは調査研究等の活動とその他の活動の使用実態に応じた按分が必要である。 (4) 4月から3月の経費支払いが対象である。但し、翌年度支払分を未払費用として計上し、当該年度分に充当することも可能である。</p> <p>3 議長が行う検査等の実施方法 (1) 議会事務局職員による書類確認 ア 全議員等から提出された全ての書類を確認する。 イ その際、支出に疑義あるものや誤記があるもの等については、直接議員本人等に確認するとともに、必要に応じて追加資料を求め、使途基準に合致しているか確認する。</p> <p>(2) 大阪府政務活動費検査等協議会（以下「協議会」という。）による検査 ア 議員等のうちから一部を抽出し、提出書類を検査する。 イ 提出書類の検査とともに、必要に応じて学識経験者委員が対面調査を実施する。（実績なし） ウ 検査の結果を議長に報告する。</p>	<p>収支報告書及び会計帳簿等を監査したところ、記載誤りや収支報告書に添付されている証拠書類に不備が検出された。 検出された不備は、平成25年度監査で17件、今年度の監査で31件で、件数は減少していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費にかかる按分率、支出項目の不統一（1件）</li> <li>・ 職員給与にかかる記載方法の不適切なもの（1件）</li> <li>・ 印刷費における按分比率の算出方法が不明なもの（1件）</li> <li>・ ガソリンをプリペイドカードで購入したものについて、その利用実績の証拠書類がないもの（3件）</li> <li>・ レシートの日付が過年度の日付となっているもの（7件）</li> <li>・ 領収書のコピーが不鮮明で領収日等が不明なもの（8件）</li> <li>・ 領収日が空欄となっているもの（1件）</li> <li>・ 駐車場や高速道路の利用について重複のあるもの（5件）</li> <li>・ 会計帳簿等と領収書の整合性がないものや記載誤り（4件）</li> </ul>	<p><b>【改善を求めるもの（意見）】</b> 議会事務局職員による書類確認や協議会による検査を行っているにもかかわらず、毎年度続けて不備事項が検出されていることから、より一層徹底した確認・検査に努められたい。</p>

### 措置の内容

- ・議会事務局の書類確認体制の強化として、使途基準に関する二重チェックに加えて、課内で応援体制を組み、新たに職員5名が外形的な二重チェックを実施する体制を構築した。
- ・書類の不備事項をこれまで以上になくすため、二重チェックにおいても約3万枚に及ぶ領収書を含む全ての書類の記入漏れや記載誤り、計算誤り、日付誤りがないかなどの確認、領収書と会計帳簿の突合確認などを行い、細かい点まで再確認し、誤り等があれば確認・修正を行った。